

令和5・6年度 松浦市建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領 (建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)

令和5・6年度に、松浦市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加を希望する場合は、下記の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。なお、提出いただいた申請書は、松浦市の公営企業部門（水道事業、下水道事業）の入札参加資格申請を兼ねるものとします。

また、物品及び役務の提供等に係る競争入札指名申請は、会計課で取り扱っています。

1. 申請書提出期間等

(1) 受付期間

令和5年1月16日(月)から令和5年2月28日(火)まで

(ただし土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

2. 提出場所及び問い合わせ先

〒859-4598 長崎県松浦市志佐町里免365番地

松浦市役所 建設課 管理係

TEL:0956-72-1111 (内線209) FAX:0956-72-2292

3. 提出方法

持参又は郵送(当日消印有効)

※郵送される場合は、受付票の返送のため、返信用の封筒(切手貼付)又はハガキを必ず同封してください。

4. 提出書類

下記「提出書類一覧表」に掲げる書類一式を、番号順にA4判(タテ)の紙製ファイル(色指定なし)に左綴じして提出してください。(ファイルの表紙及び背表紙には商号又は名称を記入してください。)

受付の際、書類に不備・不足がある場合は受理できませんので、ご注意ください。

5. 有効期間

令和7年度以降は、有効期間を4月からの2年間に変更する予定であるため、令和5・6年度の有効期間については、以下のとおり22か月となります。

令和5年6月1日から令和7年3月31日まで(22か月)

ただし、中間年(令和6年6月1日から令和7年3月31日まで)の入札参加資格を得るためには、10に掲載している追加書類を提出することが条件になります。

また、建設工事の場合、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日から1年7ヶ月を経過すると公共工事を請け負うことができなくなりますので、ご注意ください。

6. 提出資格

【共通事項】

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者（※注1）
- (2) 経営状態が健全であると認められる者（※注2）
- (3) 国税及び松浦市税（松浦市内に本社又は委任先の営業所等を有する者のみ）を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員でない者

【建設工事の場合】

- (1) 建設業法第3条の規定による許可を受け、同法第27条の23の規定による経営事項審査を受けた者で現に建設業を営んでいる者
- (2) 経営事項審査において、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）すべてに加入している旨の届出をしている者（法令により社会保険の適用除外とされる場合も含む）

【測量・建設コンサルタント等業務の場合】

- (1) 営業に関し法律上必要とする資格を有する者で現に営業を営んでいる者
 - ア 「測量一般」「地図の調整」「航空測量」を希望する者は、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること
 - イ 「建築一般」を希望する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること
 - ウ 「不動産鑑定」を希望する者は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていること
- (ア～ウについて、委任営業所を定めて申請する場合、委任営業所が上記の条件を満たしていなければ、委任営業所として登録できません。)

（※注1） 地方自治法施行令第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- ⑦ この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（※注2） 経営状態が健全であると認められる者

会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始の決定後、経営事項審査を受けたもののうち更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が確定したものを除く。）。

7. 登録内容の変更届出

申請書類の提出後、次の変更事項に該当する場合は、必要書類を添付の上、速やかに「松浦市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務）」を提出してください。

変更事項	提出書類
商号又は名称 代表者（職・氏名） 本社所在地	（1）変更届 （2）誓約書 （3）商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し （3ヶ月以内のもの） ※個人事業主の場合は、建設業許可行政庁に提出した変更届等の写し （4）委任状（委任先がある場合）
委任先の営業所名 受任者（職・氏名）、所在地	（1）変更届 （2）委任状
電話番号・FAX番号	変更届
使用印鑑	（1）変更届 （2）使用印鑑届
建設業の許可等（建設工事のみ）	（1）変更届 （2）建設業許可通知書の写し（登録工種追加の場合）
登録業種 （測量・建設コンサルのみ）	（1）変更届 （2）登録証明書等（登録業種追加の場合）
技術者	（1）変更届 （2）技術者名簿（有資格技術者の場合）
系列会社	系列会社についての届出書

8. 廃業等の届出

次の事項に該当した場合は、直ちに「松浦市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務）」を提出してください。

- (1) 廃業したとき
- (2) 入札参加資格を取得した個人が死亡したとき
- (3) 法人が合併により消滅又は破産したとき
- (4) 上記(3)以外の事由により解散したとき
- (5) 許可を受けた建設業を廃止したとき

※商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書に記載がある変更につきましては、その写しも提出してください。

9. 再審査の申請

入札参加資格取得後、次に該当する場合は、速やかに入札参加資格申請の再審査を申請してください。

- (1) 法人の合併、事業譲渡、分割等により入札参加資格を承継しようとするとき
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、更生計画の認可が決定されたとき
- (3) 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受け、再生計画の認可が決定されたとき

10. 中間年の追加書類について

下記の書類を令和6年1月15日（月）から令和6年2月29日（木）までに提出してください。

追加書類の提出について文書等での案内は行いませんので、提出漏れがないようご注意ください。

なお、追加書類の提出がない場合は、入札に参加できなくなります。

【建設工事】

- (1) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (2) 納税証明書（消費税及び地方消費税の未納がない税務署の証明書）
※法人の場合は、納税証明書「その3の3」、個人事業主の場合は、納税証明書「その3の2」を提出してください。（写し可）
- (3) 完納証明書（松浦市の市税を滞納していない旨の証明書）
※松浦市内に本社又は委任を受けた営業所等を有する場合は、提出してください。（写し可）
- (4) 主観的審査事項関係書類（該当する場合のみ）
 - ① 若年者雇用に関する書類
 - ② 障害者雇用に関する書類
 - ③ 松浦市消防団協力事業所に関する書類※詳しくは、提出資料一覧表（建設工事）の⑱～㉑をご覧ください。

【測量・建設コンサルタント等業務】

- (1) 納税証明書（消費税及び地方消費税の未納がない税務署の証明書）
※法人の場合は、納税証明書「その3の3」、個人の場合は、納税証明書「その3の2」を提出してください。（写し可）
- (2) 完納証明書（松浦市の市税を滞納していない旨の証明書）
※松浦市内に本社又は委任を受けた営業所等を有する場合は、提出してください。（写し可）

1 1 . 業者区分

現在、指名競争入札の業者選定にあたっては、市内業者を優先することとしています。

今後も市内業者を優先することを基本としますが、令和6年度以降、準市内業者については営業実態等を業者選定の基準にすることを検討しています。

そのため、建設工事（測量、建設コンサルタント等業務は対象外）において準市内業者に該当する場合は、提出資料一覧表の②に記載する市内営業所等調書を提出してください。

【参考】

入札参加資格審査申請を行った業者を次のとおり区分します。

(1) 市内業者

市内に本社を有する法人及び市内に在住する個人事業主

(2) 市外業者

市外に本社を有する法人及び市外に在住する個人事業主

(3) 準市内業者

市外業者のうち、市内に委任先となる支店、営業所等を開設している者

提出書類一覧表

■ 建設工事

番号	提出書類	提出要領・補足説明	必須又は任意
①	提出書類確認表	<ul style="list-style-type: none"> 市指定様式 提出書類の確認時に記入してください。 	必須
②	松浦市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【建設工事】（その1）	<ul style="list-style-type: none"> 市指定様式 	必須
③	松浦市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【建設工事】（その2）	<ul style="list-style-type: none"> 市指定様式 	必須
④	建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 有効期限内の最新のもの 証明書は3か月以内に証明を受けたもの ※<u>委任先がある場合は、当該委任先が建設業の許可を受けていることを証する「建設業法第3条の許可申請書又は変更届出書（県の受付印があるもの（別表を含む））」の写しも提出してください。</u> 	必須
⑤	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 最新のものを提出してください。 審査基準日から1年7か月を経過していないもの 	必須
⑥	入札保証金免除申請書	<ul style="list-style-type: none"> 市指定様式（契約書等添付書類必須） 入札保証金の免除を希望する場合は、提出してください。 	任意
⑦	工事経歴書	<ul style="list-style-type: none"> 市指定様式又は中央公契連統一様式（任意様式可） 工種別に作成してください。 	必須
⑧	技術者名簿（会社全体）（委任先）	<ul style="list-style-type: none"> 原則、市指定様式（任意様式可） 委任先がある場合は、委任先の技術者が分かるよう作成してください。 	必須
⑨	従業員数及び資格別技術者数（会社全体、委任先）	<ul style="list-style-type: none"> 市指定様式 	必須
⑩	納税証明書（消費税及び地方消費税の未納がない税務署の証明書）	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は「その3の3」様式 個人事業主の場合は「その3の2」様式 いずれも3か月以内に証明を受けたもの（写し可） 	必須
⑪	松浦市の市税を滞納していない旨の証明書	<ul style="list-style-type: none"> 完納証明書 3か月以内に証明を受けたもの（写し可） 市内に本社又は委任先の営業所を有する場合のみ提出してください。 	市内のみ必須
⑫	商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> 3か月以内に証明を受けたもの（写し可） ※法人のみ提出してください。 	法人は必須
⑬	本籍地の市・区役所又は町村役場で発行される身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> 3か月以内に証明を受けたもの（写し可） ※個人事業主のみ提出してください。 	個人は必須
⑭	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 市指定様式 代表者名で記名押印してください。 	必須
⑮	委任状	<ul style="list-style-type: none"> 市指定様式（委任期間は空欄のこと） 建設業法に定める営業所等に契約権限等を委任する場合に提出してください。 	委任のみ必須
⑯	使用印鑑届	<ul style="list-style-type: none"> 市指定様式（任意様式可） 	必須
⑰	系列会社についての届出書	<ul style="list-style-type: none"> 該当がない場合もその旨を記載し、届出書を提出してください。 系列会社の同一入札への参加制限については、市のホームページをご確認ください。 	必須

番号	提出書類	提出要領・補足説明	必須又は任意
⑱	若年者雇用に関する書類 (1) 若年者雇用状況申告書 (2) 健康保険被保険者証の写し、又は健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し (3) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し (4) 労働条件通知書の写し、又は労働者名簿の写し (5) 賃金台帳、又は源泉徴収簿の写し (申請月の前月に係る支払分)	・松浦市内に本社を有し、次の①～④の全てに該当する場合のみ提出してください。 ①松浦市内の本社で採用した従業員であること。 ②雇用期間の定めがなく、常時雇用されている正社員であること。 ③採用時の年齢が35歳未満であること。 ④資格審査申請日時点で継続雇用しており、その者が35歳未満かつ松浦市内の本社に勤務していること。 ・若年者雇用状況申告書は、市指定様式 ・対象者は、2名までとします。	市内本社のみ任意
⑲	障害者雇用に関する書類 ①法定事業主の場合 (1) 障害者雇用状況報告書の写し (資格審査申請日の前年の6月1日現在) ②法定外事業主の場合 (1) 雇用保険に係る事業所別被保険者台帳の写し、又は労働者名簿の写し (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は知的障害者判定機関の判定書、精神障害者保健福祉手帳の写し <u>提出にあたっては、本人に使用目的を伝え、承諾を得ること。</u>	・松浦市内に本社を有し、次に該当する場合のみ提出してください。 ①法定事業主の場合 【要件】 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき障害者の雇用義務がある事業主（法定事業主）の場合は、同法第43条第1項の規定により常時雇用する労働者に障害者雇用率（2.2%）を乗じて得た数以上の障害者を資格審査申請日の前年の6月1日から起算して過去1年以上雇用していること。 ②法定外事業主の場合 【要件】 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の雇用義務がない事業主（法定外事業主）の場合は、同法に基づく障害者雇用状況報告書の対象となる障害者を、資格審査申請日時点で過去1年間以上雇用していること。	市内本社のみ任意
⑳	松浦市消防団協力事業所に関する書類 (1) 表示証交付書の写し (2) 認定通知書（変更）の写し ※（1）（2）のいずれか1つ	・松浦市内に本社を有し、松浦市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき、認定を受けている場合のみ提出してください。 ・有効期限内のもの	市内本社のみ任意
㉑	市内営業所等調書	・市内に委任先がある場合は、必ず提出してください。 ※令和6年度以降における業者区分の参考にします。	準市内業者のみ必須

※⑱～㉑については、格付に係る主観的審査事項の関係書類であり、登録希望工種が「土木一式工事」「建築一式工事」「電気工事」「管工事」「水道施設工事」「舗装工事」で、該当する場合のみ提出してください。

なお、主観的審査事項の概要については、市ホームページをご確認ください。

■測量・建設コンサルタント等業務

番号	提出書類	提出要領・補足説明	必須又は任意
①	提出書類確認表	・市指定様式 ・提出書類の確認時に記入してください。	必須
②	松浦市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【測量、建設コンサルタント等業務】（その1）	・市指定様式	必須
③	松浦市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【測量、建設コンサルタント等業務】（その2）	・市指定様式	必須

番号	提出書類	提出要領・補足説明	必須又は任意
④	登録証明書又は登録通知書の写し	・証明書は3ヵ月以内に証明を受けたもの ※ <u>測量、建築士事務所、不動産鑑定士は証明書の提出が必要</u>	業種によって必須
⑤	測量、コンサルタント等業務資格者調書 (会社全体)	・市指定様式	必須
⑥	入札保証金免除申請書	・市指定様式(契約書等添付書類必須) ・入札保証金の免除を希望する場合は、提出してください。	任意
⑦	財務諸表(直近1年分)	【法人の場合】 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書及び注記表 【個人事業主の場合】 ・貸借対照表 ・損益計算書	必須
⑧	測量等実績調書	・市指定様式又は中央公契連統一様式(任意様式可) ・業務の種類別に作成してください。	必須
⑨	技術者名簿(会社全体)(委任先)	・原則、市指定様式(任意様式可) ・委任先がある場合は、委任先の技術者が分かるよう作成してください。	必須
⑩	従業員数及び資格別技術者数 (会社全体、委任先)	・市指定様式	必須
⑪	納税証明書(消費税及び地方消費税の未納がない税務署の証明書)	・法人の場合は「その3の3」様式 ・個人事業主の場合は「その3の2」様式 ・いずれも3か月以内に証明を受けたもの(写し可)	必須
⑫	松浦市の市税を滞納していない旨の証明書	・完納証明書 ・3か月以内に証明を受けたもの(写し可) ・市内に本社又は委任先の営業所を有する場合のみ提出してください。	市内のみ必須
⑬	商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書	・3か月以内に証明を受けたもの(写し可) ※法人のみ提出してください。	法人は必須
⑭	本籍地の市・区役所又は町村役場で発行される身分証明書	・3か月以内に証明を受けたもの(写し可) ※個人事業主のみ提出してください。	個人は必須
⑮	誓約書	・市指定様式 ・代表者名で記名押印してください。	必須
⑯	委任状	・市指定様式(委任期間は空欄のこと) ・建設業法に定める営業所等に契約権限等を委任する場合に提出してください。	任意
⑰	使用印鑑届	・市指定様式(任意様式可)	必須
⑱	系列会社についての届出書	・該当がない場合もその旨を記載し、届出書を提出してください。 ・系列会社の同一入札への参加制限については、市ホームページをご確認ください。	必須